

# (案)

## 建設工事請負契約書

- 工事名 南魚沼地域振興局EV車等充電電源工事
- 工事場所 南魚沼市六日町 地内
- 工期等
  - 履行期限 令和8年 月 日(契約締結の日)から令和9年2月28日まで
  - 着手期限 令和8年 月 日(契約締結の日から起算して7日以内)
  - 完成期限 令和9年2月28日(工事期間の最終日)
  - 工事を施工しない日又は時間帯を定めた場合の内容 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)別記建設工事請負基準約款第1条第1項の設計図書のとおり
- 請負代金の額 ¥ , —  
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ , —〕
- 請負代金の支払
  - 前金払 する
  - 部分払 しない
- 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
- 権利義務の譲渡  
受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- その他

上記の工事の施工については、本契約書の上記条件以外は、新潟県財務規則及び同規則別記建設工事請負基準約款並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によって、工事請負契約を結び、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する(本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。)

令和 年 月 日

発注者 南魚沼市六日町960  
新潟県

代表者 南魚沼地域振興局長 覚張 昌一 印

受注者 住所

印紙  
貼付

氏名

印

- 注 1 4の( )内は、受注者が消費税課税事業者の場合に記入すること。  
2 7の別紙は、建設工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に添付すること。